

「坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年 2月 6日

坂 城 町 長

坂城町規則第 3号

坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第1条 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第2項第1号中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の61.25」を「100分の63.75」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第2条 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和7年3月17日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の給与等規則」という。）は、令和6年12月1日から適用する。ただし、坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第3号）附則第3項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員に係る第8条第2項第1号の改正規定の適用については、令和7年3月17日からとする。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて、令和6年12月1日以後の分として会計年度任用職員に支払われた期末手当は、改正後の給与等規則の規定による期末手当の内払とみなす。